

平成30年 5月31日現在

機関番号：25403

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780109

研究課題名（和文）平和構築における法の多元性に関する研究 - 治安部門改革（支援）に着目して

研究課題名（英文）Peacebuilding and Legal Pluralism

研究代表者

古澤 嘉朗（Furuzawa, Yoshiaki）

広島市立大学・国際学部・准教授

研究者番号：20612922

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は平和構築における治安部門改革を切り口に、「法の多元性」という概念を手掛かりに平和構築と国家建設の関係について考察した。本研究では「非国家主体による国内秩序維持の実態の解明」、「政府による公的秩序」と「非国家主体により維持される秩序」の混在がどのように保たれているのか、以上2つの問いを設定した。前者については文献や実地調査を通して明らかにした。後者については事例整理を進める中で当該国の意志のみではなく、国際社会の関わり方、つまり「平和構築の力学」に影響されると結論付けた。研究成果は論文としてJournal of Peacebuilding & Development等に掲載された。

研究成果の概要（英文）：Focusing on law enforcement aspects of peacebuilding activities in post-conflict and transitional countries, this research examined the relationship between peacebuilding and statebuilding by focusing on concepts such as legal pluralism. This research asked following two questions: First, how is order maintained by non-state actors; and second, how are orders maintained by state and non-state actors coexist and sustained. As for the former, literature reviews and fieldworks were utilized. As for the latter, by sorting out various case studies, it was concluded that coexistence of orders by state and non-state actors are not just maintained by the will of the government concerned, but also affected by presence of the international community (and its interaction). In short, coexistence of orders by state and non-state actors was influenced by politics surrounding peacebuilding. Results of this research were later accepted to journals such as Journal of Peacebuilding & Development.

研究分野：国際関係論

キーワード：平和構築 国家建設 治安部門改革 法の多元性

1. 研究開始当初の背景

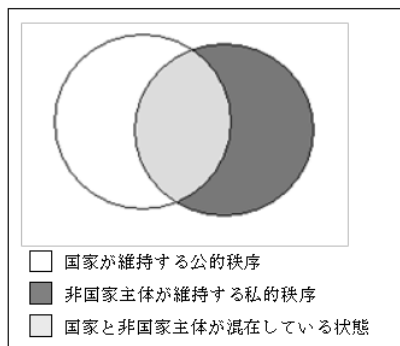
平成 21/22 年度・日本学術振興会特別研究員奨励費「平和構築における警察活動と社会秩序についての研究」において、「国家は平和構築に資するのか」という問いを立て、ケニアとシエラレオネを事例に平和構築の一分野である警察改革を切り口に調査を行った。この研究を通して、国家の存在が希薄な地域においてもなんらかの秩序が維持されている、つまりアフリカ諸国において非国家主体の存在を看過することができないという現実に実地調査を通して接した。このことから「治安部門改革と非国家主体」という着想を得た。

平成 24 年度・松下幸之助記念財団研究助成「治安部門改革と非国家主体」を通して、研究対象を警察（政府機関）だけでなく非国家主体も視野に入れて、研究を整理した。そして、重要なことはどのように国家/非国家主体が日常的に混在しながら国内秩序が維持されているのか、その実態を明らかにすることではないかという着想に至った。これらの研究を発展させたものが本研究であった。

平和構築に関する 2000 年代後半の研究では何を・どのように実施すべきなのかという政策志向の効果を追求する問題解決理論型と、政策の前提を批判的に検討し、どのような平和が築かれているのかを追求する批判理論型の平和構築研究、両者による「平和構築をめぐる論争」(peacebuilding debate) が起きているといわれてきた。本研究は「批判理論型」の研究の流れを汲みつつ、平和構築活動の一分野である治安部門改革（秩序維持）を切り口に、平和構築と国家建設の関係について考察する試みと位置付けることができる。

2. 研究の目的

本研究では、治安部門改革（支援）を切り口に、平和構築と国家建設の関係について考察を深めた。その際に、ケニアやシエラレオネ、タンザニア、ルワンダ、アフガニスタンなどの事例を参照しながら、本研究は「非国家主体による国内秩序維持の実態の解明、そして『政府による公的秩序』と『非国家主体により維持される秩序』(先述) が混在する状況がどのように保たれているのか(参照、図 1) という 2 点について考察を深めた。



出所：筆者作成

3. 研究の方法

「研究の目的」で挙げた「『政府による公的秩序』と『その他の非国家主体による非正統な秩序』() が混在している状況がどのように保たれているのかについては、法人類学で提唱されている「法の多元性」という概念に着目し、事例の整理を試みた。「法の多元性」とは、多元的な文化社会において、異なった複数の法システムが同時に調和的に存在している状態を表す概念である。

「研究の目的」で挙げた「非国家主体による国内秩序維持の実態の解明」については、各事例の整理を試みた。具体的には (i) 2014 年 3 月に東アフリカのケニアとタンザニア、そして隣接する中央アフリカのルワンダで実地調査をまとめて行い、(ii) 2017 年 3 月に西アフリカのシエラレオネで実地踏査を行い、そして (iii) 植民地時代のアフリカに関する情報収集を行うべく 2017 年 9 月にイギリスの公文書館で調査を行った。現地での実地調査では、政府関係者や国連・NGO 職員といった実務家、そして現地の大学教員や研究者といった学識者への聞き取り調査を主に行った。

3 点補足すると、研究開始当初、西アフリカでエボラ出血熱が流行し現地入りが困難だったが、2016 年 1 月に西アフリカのエボラ出血熱の終息宣言が出されたことにより、2017 年 3 月の調査が可能になった。また、アフガニスタン入りは治安の関係上困難なので、文献調査を主に行った。当初予定していたケニア北部での実地調査も、隣国ソマリアの影響による治安情勢の悪化により自粛せざるをえなかったが、関係者への聞き取り調査や文献調査を通して補うことはできた。

4. 研究成果

問 1: 「非国家主体による国内秩序維持の実態の解明」

- 文献調査や実地調査を行い、各事例の歴史的背景や政治情勢に着目しながら整理した。
- 特にシエラレオネの事例では、慣習組織の 1 つである「チーフダム警察 (chiefdom police)」に関する研究が国内外の先行研究において欠けていたので、シエラレオネでの実地調査やイギリス公文書館での資料調査を経て論文にまとめた (日本語と英語)。
- ケニアの事例に関しては「コミュニティ宣言」という取り組みに関する研究発表をクロアチアで開催された学会で研究発表を行った (2016 年 5 月)。

問 2: 「『政府による公的秩序』と『その他の非国家主体による非正統な秩序』(問 1) が混在している状況がどのように保たれているのか」

- 「どのように保たれているのか」と問い

を設定したが、各事例を整理する中で、必ずしも当該国の意志のみに左右されるものではなく、良くも悪くも国際社会のプレゼンスの有無(また、その関わり方)に影響されていることを確認した。つまり、被支援国側と国際社会側の相互作用、言い換えると「平和構築の力学」に大きく左右されていることを確認した。また「平和構築」や「テロ対策」という言葉に表されるように、国際社会側も必ずしも一枚岩ではないことが、「平和構築の力学」をより複雑にしている。

- 事例によっては被支援国側がオーナーシップを発揮しやすい状態が揃っており「法の多元性」に表されるような統治形態が模索されることもある一方(シエラレオネ)他方、事例によっては「法の多元性」を装った統治形態が外部主導で導入されることもある(アフガニスタン)。

【補足】

2018年度中の公刊は難しいので下記の「主な発表論文等」に記載していないが国内学会誌に「平和構築と法の多元性」と題した論文を投稿中であり(査読有)またアフガニスタンの事例に関する原稿も編著本の1つの章として現在分担執筆を行っていること(査読なし)以上2点についても申し添えておきたい。また、これまでの研究成果を単著として一冊にまとめる準備も現在進めている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

1) Yoshiaki Furuzawa, “Chiefdom Police Training in Sierra Leone (2008-2015) – An Opportunity for a more Context-based Security Sector Reform?” *Journal of Peacebuilding & Development*, Vol. 13, No.2, 2018. 査読有(掲載確定・印刷中)

2) 古澤嘉朗「書評: Oliver Richmond. *Failed Statebuilding*」『国際政治』第190号、2018年、155 - 158頁。査読なし。

3) 古澤嘉朗「シエラレオネのチーフダム警察改革にみる国家の形 - 治安部門改革の変遷に着目して(1996 - 2015年)」『国際安全保障』第45巻第2号、2017年、75 - 90頁。査読有。

4) Yoshiaki Furuzawa, “Book Review: Oliver Richmond, *Peace: A Very Short Introduction*,” *Journal of Human Security Studies*, Vol. 5, No.2, 2016, pp. 204-208. 査読なし。

5) 古澤嘉朗「書評: 山尾大『紛争と国家建設』」『アジア経済』第55巻第4号、2014年、131

- 134頁。査読なし。

6) 古澤嘉朗「岐路に立つ平和構築—武力紛争の推移に着目して(1991 - 2013年)」『現代思想』第42巻第15号、2014年、120 - 129頁。査読有。

[学会発表](計6件)

1) 古澤嘉朗「移行期・紛争後社会における法の多元性について - ケニアとシエラレオネの事例より」日本国際政治学会年次研究大会・アフリカ分科会、神戸国際会議場、2017年10月28日。

2) Yoshiaki Furuzawa, “Chiefdom Police Training in Sierra Leone (2008-2015),” Annual Conference of the International Association for Peace and Conflict Studies, University of Manchester, 12 September 2017.

3) 古澤嘉朗「シエラレオネにおけるチーフダム警察改革(支援)についての考察」日本アフリカ学会年次研究大会、信州大学長野キャンパス、2017年5月20日。

4) 古澤嘉朗「紛争後社会における警察改革(支援) - アフガニスタンの事例の位置付けに関する考察」広島市立大学広島平和研究所・人間の安全保障研究会、広島市立大学、2017年2月23日。

5) Yoshiaki Furuzawa, “Divided Views on Community Declarations from northern Kenya,” International Union of Anthropological and Ethnological Sciences Inter Congress, Hotel Palace Dubrovnik, 4 May 2016.

6) Yoshiaki Furuzawa, “Peacebuilding and Conflict Resolution: Is Statebuilding Synonymous to Peacebuilding?” Conflict Research Society Annual Conference, University of Kent at Canterbury, 5 September 2015.

[図書](計4件)

1) 藤重博美・上杉勇司・古澤嘉朗編『ハイブリッドな国家建設』ナカニシヤ出版、近刊。

2) 古澤嘉朗「警察」落合雄彦編『アフリカ安全保障論』晃洋書房、近刊。

3) 古澤嘉朗「紛争と人間の安全保障」国際開発学会編『国際開発学辞典』丸善出版、近刊。

4) 広島市立大学広島平和研究所編『平和と安全保障を考える事典』法律文化社、2016年(古澤担当: 「リベラル・ピース」・「武装警察」他13項目)

[その他](計4件)

アウトリーチ活動

1) 古澤嘉朗「世界は平和になっている？国際社会と武力紛争」広島市立大学オープンキャンパス・ミニ講義、広島市立大学講義棟、2017年7月30日。

2) 古澤嘉朗「国際社会と武力紛争」安田女子高等学校（広島県広島市）・出前講義、2015年11月11日。

3) 古澤嘉朗「国際社会と平和構築」岡山県立倉敷南高等学校（岡山県倉敷市）・出前講義、2015年10月6日。

4) 古澤嘉朗「平和構築と安全保障」横浜国立大学・新国際開発研究拠点公開シンポジウム「国際開発と安全保障—現状と展望」横浜市開港記念会館、2015年5月8日。

6. 研究組織

(1)研究代表者

古澤 嘉朗 (FURUZAWA YOSHIAKI)

広島市立大学・国際学部・准教授

研究者番号：20612922

(2)研究分担者

無し

(3)連携研究者

無し

(4)研究協力者

無し